

令和8年3月30日
青森市市民部生活安心課長

「春の全国交通安全運動」及び「交通事故死ゼロを目指す日」が実施されます

「春の全国交通安全運動」及び「交通事故死ゼロを目指す日」を効果的に推進するため、別添資料のとおり行事を予定していますので、取材・報道をお願いします。



期間

令和8年4月6日（月）～15日（水）までの10日間
このうち4月10日（金）は交通事故死ゼロを目指す日

運動の重点

- (1) 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通安全ルールの理解・遵守の徹底

行事日程

別添資料「行事・活動日程」をご覧ください。
(※期間前後の行事も含まれます。)



令和8年度

青森市交通安全対策協議会交通安全運動推進要綱

趣旨

人命尊重の理念の下、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で住み良い社会の実現を目指して、計画的・効果的な交通安全運動を推進するために必要な事項を定める。

スローガン

「あなたも参加 わたしもやります “交通安全”」

運動重点

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の
安全の確保と安全運転意識の向上



- 2 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解・遵守の徹底



- 3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止



- 4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート等の正しい使用の徹底



- 5 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止



推進機関・団体

青森市交通安全対策協議会及びその関係機関・団体

推進方策

青森市交通安全対策協議会が中心となり、推進機関・団体は連携を密にし、以下に掲げる推進項目に基づき、各季の運動期間のみならず年間を通じて、市民の交通安全意識の向上と交通事故防止に寄与する活動を積極的に実施する。

運動の種別

1 期間を定めて実施する運動

- 春の全国交通安全運動……………令和8年4月6日(月)～4月15日(水) (10日間)
- 夏の交通安全県民運動……………令和8年7月21日(火)～7月31日(金) (11日間)
- 秋の全国交通安全運動……………令和8年9月21日(月)～9月30日(水) (10日間)
- いきいきシルバー交通安全強調月間……………令和8年11月1日(日)～11月30日(月) (1か月間)
- 冬の交通安全県民運動……………令和8年12月11日(金)～12月20日(日) (10日間)

2 日を定めて実施する運動

- 市民交通安全の日……………毎月1日
毎月1日を「市民交通安全の日」として、市民総ぐるみで交通安全意識を新たにし、一人ひとりが交通ルールを守り、交通秩序の確立を実現するため、交通安全活動を積極的に推進する。
- 高齢者交通安全の日……………毎月15日
毎月15日を「高齢者交通安全の日」として、市民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自ら交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、高齢者の交通事故防止を推進する。
- 交通事故死ゼロを目指す日……………令和8年4月10日(金)、9月30日(水)
内閣府(交通対策本部)が設けた「交通事故死ゼロを目指す日」において、春と秋の全国交通安全運動に連動した活動を行い、交通死亡事故の抑止を図る。
- 青森市民交通安全行動の日……………令和8年6月25日(木)
「青森市交通安全条例」で、青森市民交通安全行動の日<6月25日(無事故の日)>を定めており、様々な活動を通じて交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努める。

重点1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- オ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が 30 キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

(2) 歩行者の交通ルールを理解・遵守の徹底

- ア 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間に飲酒等により道路に寝そべるなどの路上横臥によるものも多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
- イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す「ハンド & サンクス～渡る合図とありがとう～」の取組の推進
- ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

(1) 「ながらスマホ」の根絶

- ア 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- イ 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

(2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

(3) 高齢運転者の交通事故防止対策

- ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響(反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど)等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育や視野診断機による検査等及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカ

- 一 限定免許制度に関する広報啓発の推進
- ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の周知の推進
- エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

(4)外国人運転者の交通事故防止対策

- ア 母国との交通ルールの違い等を理解するために啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進
- イ レンタカー事業者等と連携した車両貸出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知
- ウ 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進
- エ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化
- オ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進

(5)二輪車運転者に対する広報啓発

- ア 二輪車の特性(車の死角に入りやすいなど)の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進
- ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

重点 2 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解・遵守の徹底

1 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

- (1) 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (2) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (3) 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール(「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設)に関する広報啓発の推進
- (4) 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進
- (5) 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

2 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策

- (1) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- (2) 幼児同乗中の自転車の特性(重心が高く不安定であるなど)を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

- (3) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- (4) 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

3 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進

- (1) 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
- (2) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルール・遵守の徹底を促す取組の推進
- (3) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

重点3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- (1) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と、自発的な着用を促す取組の推進
- (2) 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴(日没前後1時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど)を踏まえた交通安全教育等の実施
- (3) 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- (4) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- (5) 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- (6) 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

重点4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート等の正しい使用の徹底

- (1) 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート等の使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- (2) シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシート等の確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- (3) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート等使用に関する広報啓発の推進
- (4) 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

重点5 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

1 飲酒運転の根絶

- (1) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- (2) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

2 妨害運転等の防止対策

- (1) 妨害運転(いわゆる「あおり運転」のこと)等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- (2) ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

その他の推進項目

1 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して日常点検の徹底や冬道における交通事故防止を図る。
- (3) 道路管理者は、除雪や安全施設の整備点検を促進し冬道の道路交通の安全確保に努める。

2 暴走行為の追放

- (1) 暴走行為をさせない環境づくり
 - ア 道路構造改良や交通規制等により、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。
 - イ 暴走行為の場所として利用されやすい広場、港湾地域等の管理の徹底を図る。
- (2) 家庭、学校等における青少年指導の充実
 - ア 学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を活用して、暴走族は暴力団予備軍として犯罪集団の入口にあることを理解させ、積極的な情報交換を図る。
 - イ 家庭、学校、職場等において、ドライバーとしての心構えや、社会的責任の重大性を訴え、交通安全と青少年健全育成意識の高揚を図る。
- (3) 車両の不正改造の防止等
 - ア 暴走行為を助長する不正改造について街頭検査を実施するなどの対策を強化し、暴走車両を排除する。
 - イ 自動車整備業者等は、車両の不正改造を拒否し不正改造の申し出をした者を関係機関に通報する。
 - ウ 自動車部品販売者等に対し、不正改造を容易にする自動車部品販売の自粛について指導する。

3 踏切事故の防止

- (1) 踏切道の交通の安全と円滑化の推進
 - ア 踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置など踏切道における安全施設の整備を図る。
 - イ 車両等の踏切通過時の違反行為に対する対策を強化する。
- (2) 踏切通過方法等に関する教育の推進
 - ア 踏切前では必ず一時停止して左右の安全を確認することや、踏切でトラブルが発生した場合の非常ボタンの操作等の緊急措置について、周知徹底を図る。
 - イ 学校や自動車教習所等では、踏切の安全な通過方法等の教育を推進する。

4 違法駐車排除気運の醸成

- (1) 町内会、商店会及び地域交通安全活動推進委員等が中心となり「違法駐車をしない、させない」町づくりについて地域住民に啓発し、違法駐車締め出しの気運の醸成を図る。
- (2) 事業所等では運転者に対して「違法駐車はしない」旨の指導を徹底する。

青森市交通安全対策協議会

令和8年春の全国交通安全運動実施要綱

目的

本運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

4月6日(月)から4月15日(水)まで(10日間)

【4月10日(金)は交通事故死ゼロを目指す日】

運動重点

1

通学路・生活道路における
子どもを始めとする歩行者
の安全確保



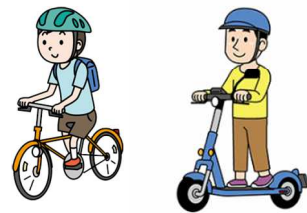
2

「ながらスマホ」の根絶や
歩行者優先等の安全運転
意識の向上



3

自転車・特定小型原動機付
自転車の交通ルールの理
解・遵守の徹底



運動の進め方

運動を効果的に推進するため、各関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市と本協議会の関係機関・団体は十分に協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

重点1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全の確保

(1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- オ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が 30 キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

(2) 歩行者の交通ルール理解・遵守の徹底

- ア 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間に飲酒等により道路に寝そべるなどの路上横臥によるものも多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
- イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す「ハンド&サンクス～渡る合図とありがとう～」の取組の推進
- ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- カ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

重点2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

(1) 「ながらスマホ」の根絶

- ア 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- イ 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

(2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- イ 横断歩道等に歩行者等がいなかったことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ウ 夜間の対向車や先行車がいなく状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

(3) 飲酒運転の根絶

- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

(4) 妨害運転等の防止対策

- ア 妨害運転(いわゆる「あおり運転」のこと)等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート等の正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート等の使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- イ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシート等の確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート等使用に関する広報啓発の推進
- エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(6) 高齢運転者の交通事故防止対策

- ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響(反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど)等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育や視野診断機による検査等及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の周知の推進
- エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

(7) 外国人運転者の交通事故防止対策

- ア 母国との交通ルールの違い等を理解するために啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進
- イ レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知
- ウ 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進
- エ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化
- オ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進

(8) 二輪運転者に対する広報啓発

- ア 二輪車の特性(車の死角に入りやすいなど)の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

- イ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進
- ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

重点3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解・遵守の徹底

(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

- ア 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- エ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進
- オ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策

- ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- オ 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進

- ア 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
- イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

令和8年 春の全国交通安全運動行事・活動日程（期間前後含む）

運動期間 令和8年4月6日(月)～4月15日(水)＜交通事故死ゼロを目指す日:4月10日(金)＞

- 運動重点**
- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
 - 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
 - 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

※下記日程等は、天候、その他の理由により変更・中止となる場合があります。

行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
1 交通マナーアップ作戦	4月7日(火) 15:00 久栗坂駐車帯 (東バイパス)	通行車両の運転者にチラシ等を配布し、安全運転と全席シートベルト着用を呼びかける。 ※雨天・強風・悪路などの場合活動中止	青森交通安全協会、青森交通指導隊、青森市交通安全母の会、青森地区安全運転管理者協会ほか	青森交通安全協会 Tel.017-777-2815
2 のぼり旗作戦	4月9日(木) 10:00 ユニバース ラ・セラ東バイパス店 店舗前歩道上	のぼり旗を掲示し、通行車両に安全運転を呼びかける。	青森交通安全協会、青森交通指導隊ほか	
3 安全協会青年部街頭広報活動	4月10日(金) 18:30 CiINACiINA青森 店舗正面出入口	チラシ・反射材等を配布して交通安全及び反射材の着用を呼びかける。	青森交通安全協会青年部	
4 街頭広報活動①	4月13日(月) 14:00 サンデー青森店前	チラシ・反射材の配布やのぼり旗を掲示し、交通事故防止を呼びかける。	青森交通安全協会、青森交通指導隊ほか	
5 街頭広報活動②	4月15日(水) 15:00 新町・さくら野前	チラシ・反射材等を配布して交通安全及び反射材の着用を呼びかける。	青森交通安全協会、青森交通指導隊ほか	
6 レッドストーム作戦	4月15日(水) 16:00 280号バイパス	スピードを出しがちな箇所では赤色灯を回転させて通行車両のスピードダウンを図るとともに、安全運転を促す。	青森交通安全協会、青森交通指導隊	
7 街頭監視活動	運動期間中 市内全域	子どもと高齢者を中心とした歩行者及び自転車利用者の通行保護活動を実施する。	青森交通安全協会、青森交通指導隊	
8 巡回広報活動	運動期間中 市内全域	指導隊広報車で安全運転等を呼びかける。	青森交通安全協会、青森交通指導隊	
9 チラシ作戦	運動期間中 市内全域	安全運動の周知徹底を図ることを目的に、チラシを町内回覧または毎戸配布する。	青森交通安全協会各支部	
10 小学校交通安全教室	4月中 管内小学校	実車による飛び出し事故実験等の参加・体験型交通安全教室を実施し、児童の交通事故防止を図る。	-	
11 交通安全・防犯のぼり旗の設置	運動期間中 市内各所	「のぼり旗」を設置し交通安全の高揚を図る。	町会、地区連合町会	-
12 ホームページ等による周知	運動期間中 (期間外も実施)	道路交通に影響を及ぼす気象や地震、津波、火山について、的確な実況監視を行う。また、関係機関道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報や予報を適時適切に発表して交通事故の抑止に努める。	青森地方気象台	青森地方気象台 Tel.017-741-7412
13 職場における交通安全指導	運動期間中 青森地方気象台内 (期間外も実施)	業務打合せの機会あるごとに自転車等利用時のヘルメット着用及び交通法規遵守を確認する。特に信号のない横断歩道手前の減速と歩行者優先運転の率先実施を呼びかける。	-	-
14 周知活動	運動期間中 事業所内	適性診断受診者へ「歩行者優先意識の徹底」「道路交通法遵守」等を周知する。	独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構 青森支所 Tel.017-739-0551
15 「令和8年春の全国交通安全運動」県民総決起大会	4月6日(月) 13:30 青森県観光物産館 アスパム	県民の交通徳徳の向上と交通安全思想の普及を図り、交通事故防止の徹底を期することを目的として開催する。 ・大会宣言 ・新入学児童による誓いのことば ・交通機動隊パトロール出発 等	青森県交通対策協議会	青森県交通・地域社会部 地域生活文化課 交通・地域安全グループ Tel.017-734-9232
16 広報活動	期間前～期間中 各種広報媒体	新聞広告(県内3紙)、ラジオ・SNS(県広報媒体)、ポスター掲示、看板設置、県HP掲載、県庁舎内放送等により、交通安全運動を広く周知する。	青森県	-

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
17	合同役員会	3月5日(木) 16:00～ ホテル青森	青森地区安全運転管理事業主会・青森地区安全運転管理者協会の役員に対して、運動の趣旨について周知を図るとともに、交通事故防止活動の推進を促す。	青森地区安全運転管理事業主会、青森地区安全運転管理者協会	青森地区安全運転管理者協会 Tel.017-774-5050
18	会長書簡の送付	運動期間前 発出	会員事業所に対して、交通事故防止活動の推進を呼びかける。		
19	交通安全・事故防止の呼びかけ	運動期間中 会員店頭	来店ユーザーに対して交通安全運動期間の周知と事故防止の呼びかけを行う。	青森地区二輪車普及安全協会	青森地区二輪車普及安全協会 Tel.017-739-8255
20	小学校交通安全教室	運動期間中 (4月) 各小学校	体験型の交通安全教室を実施し、児童の交通事故防止を図る。	各小学校	青森市小学校長会 (大野小学校) Tel.017-739-8338
21	自転車乗車用ヘルメット着用推進運動	4月～8月 各小学校	・交通安全教室時にヘルメットを着用した実技指導をする。 ・参観日等で自転車乗車時のヘルメット着用への協力依頼をする。		
22	踏切啓発活動	4月14日(火) ・石上踏切 ・石江踏切 ・千刈踏切	パンフレット等の配布を行い、踏切事故防止を呼び掛ける。	JR東日本青森営業統括センター	地区センター Tel.017-722-1175
23	安全教室	4月15日(水) 千刈小学校	JR社員が小学生や教職員を対象に踏切の渡り方や設備についての安全教室を開催し、安全意識の高揚を図る。		
24	看板・のぼり旗の掲示	運動期間中 青森県自動車会議所	看板・のぼり旗を掲示することで交通安全を呼びかける。	青森県自動車販売店交通安全対策推進協議会	一般社団法人青森県自動車会議所 Tel.017-776-4211
25	自転車安全点検の実施	会員店頭及び訪問点検の依頼のある学校団体等	通学用自転車に対し、春休み期間中の点検実施を呼びかけ、安全、安心な自転車の使用を呼びかける。	青森県自転車組合東青支部	青森県自転車組合 Tel.017-734-5988
26	街頭セーフティサービス	4月8日(水) 東バイパス 久栗坂もしもピット	安全運転、環境保全を目的として整備不良等の指導を行う。	青森県自動車整備青森協議会	青森県自動車整備青森協議会 Tel.017-739-1975
27	交通安全ポスター・のぼり旗の掲示	運動期間中 全会事業所	全事業所で、のぼり旗、ポスターを掲示し、各事業者が春の全国交通安全運動実施結果を青森運輸支局へ報告する。	青森県トラック協会青森支部	青森県トラック協会青森支部 Tel.017-729-3000
28	交通事故防止対策の再徹底	運動期間中 全会事業所	全会事業所への文書発信により、交通事故防止の周知徹底を図る。		
29	広報啓発活動	運動期間中 マツダドライビングスクール青森	・校舎の出入り口や駐車場周辺に「のぼり旗」を掲示し安全運動期間中であることを広く呼びかける。 ・「スローガン」、「運動の重点」、「ポスター」を教室に掲示し、教習生及び各家庭での交通安全意識の高揚を図る。 ・「交通安全運動実施中」のステッカーを教習車両及び送迎車両に貼付し、一般のドライバーへの周知徹底を図る。	マツダドライビングスクール青森	マツダドライビングスクール青森 Tel.017-782-7272
30	卒業時の安全講話	運動期間中 マツダドライビングスクール青森	卒業検定合格者の卒業式において、安全運動期間中であることを強調し、無事故・無違反を再度呼びかける。		
31	高齢者講習受講者への安全講話	運動期間中 マツダドライビングスクール青森	高齢者講習において、自動車運転中だけでなく自転車乗車中や、歩行中の事故防止を強く呼びかけ、注意を促す。		
32	各学校での交通安全教室の実施	4月中 (各学校)	小・中・高校において通学時の歩行指導及び自転車の安全な取り扱いと4月から導入される自転車の交通違反に対する罰則について分かりやすく伝え、注意を促す。		
33	在校生に対する啓発活動及び事故防止の呼びかけ	運動期間中 青森モータースクール	校舎内に運動期間中ポスターを掲示し、在校生に対して交通安全運動期間の告知と事故防止の呼びかけを行う。	青森モータースクール	青森モータースクール Tel.017-738-2246

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
34	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森モータースクール	コース周辺の道路脇にのぼり旗を掲示、社員が道路沿いで地域住民に交通安全を呼びかける活動を行う。	青森モータースクール	青森モータースクール Tel.017-738-2246
35	反射材の普及活動強化	運動期間中 青森モータースクール	高齢者講習や通学するお客様に対して夜間の事故防止に効果の高い反射材着用を呼びかけ、夜間の歩行者や自転車乗車中の交通事故防止を図る。		
36	のぼり旗及びポスターの掲示	運動期間中 青森東部自動車学校	校舎内に運動期間中ポスターの掲示や、学校出入り口付近にのぼり旗を掲げ、運動啓発を促すとともに、乗客者及び教習生に交通事故防止の呼びかけをする。		
37	送迎車両に運動期間中の表示	運動期間中 青森東部自動車学校	送迎車両の後面に運動期間中であることを表示し、走行車両の運転者に対して運動啓発を促すとともに、交通事故防止の呼びかけをする。		
38	広報活動	運動期間中 青森東部自動車学校	在籍教習生及び卒業検定受検合格者に対し、運動期間中の強調、さらには各家庭での事故防止をお願いする。	青森東部自動車学校	青森東部自動車学校 Tel.017-736-2061
39	地域貢献活動	運動期間中 青森東部自動車学校	安全運動の重点である「思いやりのある運転」等を中心に、職員が作成した手持ちブラカードを掲げ、地元交番と連携した安全運動への呼びかけをする。県道久栗坂造道道沿いの側溝に投げ捨てられた空き缶の回収や歩道に進出した草の刈り取り等、歩行者の安全確保を行う。		
40	交通安全施設等の点検	運動期間中	歩道橋等の交通安全施設について、巡回点検を実施する。	道路管理者	青森河川国道事務所 道路管理第一課 Tel.017-734-4573 青森地区 国道維持管理室 Tel.017-734-4530
41	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎入口及び駐車場周辺にのぼり旗を掲示し地域住民及び通学する教習生に、安全運動期間中であることを呼びかける。		
42	広報活動の推進	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎内外及び送迎バスに広報物を掲示し、運動期間中であることを呼びかける。		
43	在校生・受講者への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	来校したお客様に、事故防止のため「反射材を無料配布」し、反射材を有効に利用する啓発活動を行う。	青森中央自動車学校	青森中央自動車学校 Tel.017-736-3371
44	講習受講者等への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	反射材を着用し、夜間の交通事故防止対策について高齢者講習担当者から受講者に呼びかける。		
45	ポスター掲示及びチラシの設置	運動期間中 青森西郵便局 青森中央郵便局	ポスターの掲示及びチラシの設置を行い、地域の皆さまに運動期間中であることを周知し、交通安全を呼びかける。		
46	職場における安全指導	運動期間中 青森西郵便局 青森中央郵便局	運動期間初日及び内閣府が定める『交通事故「死」ゼロを目指す日』を「交通事故ゼロを目指す日」と設定し、理解度テストを全運転者を実施し、回答を解説する等各種施策を実施する。	日本郵便株式会社	青森西郵便局 Tel.017-781-0600 青森中央郵便局 Tel.017-775-5545
47	のぼり旗の設置	運動期間中 青森西郵便局 青森中央郵便局	局舎入口にのぼり旗を設置し、運動期間中であることを周知し、社員と地域の皆さまに交通安全を呼びかける。		
48	自転車安全運転利用講習会の開催	4月～ 市内中学校5校	外部講師を派遣して自転車安全利用の講話、自転車シミュレーターによる模擬運転を体験してもらい、安全運転、交通ルールの啓発を行う。	一般社団法人 青森自動車協会	一般社団法人 青森自動車協会 Tel.017-739-3645
49	小学4年生に対する反射材の配布	4月～ 市内小学4年生全児童	行動範囲が広がり、自転車の利用が増える小学4年生に対し、自転車用反射板ウイングリフレクターを配布し、交通事故防止につなげる。		

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
50	広報あおもりでの周知	4月号 市内全世帯へ配布	「春の全国交通安全運動」「交通事故死ゼロを目指す日」の周知を行い、交通安全意識の高揚を図る。	青森市	青森市市民部 生活安心課 交通安全推進T Tel.017-734-5258
51	書簡による交通安全運動の周知	運動期間前 各教育機関等	各学校等に対して書簡を送付し、「春の全国交通安全運動」「交通事故死ゼロを目指す日」の周知をするとともに、自転車の安全利用に対するチラシを配布し事故防止を図る。		
52	大型小売店舗等での広報活動の推進	運動期間前 大型小売店舗等	大型小売店舗等へ店内放送を利用した交通安全の呼びかけ、「交通事故死ゼロを目指す日」の周知を依頼する。		
53	交通安全啓発活動	運動期間中 市役所駅前庁舎	市役所駅前庁舎玄関前にのぼり旗を設置し、交通安全を呼びかけるほか、庁内放送により来庁した市民及び職員に交通安全の啓発を図る。		
54	街頭活動の強化	運動期間中 青森警察署管内	交通指導取締り等の街頭活動を強化する。	青森警察署	青森警察署交通課 交通安全対策係 Tel.017-723-0110

青 森 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

事務局 青森市 市民部 生活安心課 交通安全推進チーム TEL 017-734-5258 FAX 017-734-5256